

利 用 上 の 注 意

- 1 毎月勤労統計調査は、日本標準産業分類に基づく 16 大産業（鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く））に属する事業所から抽出して調査したものを国又は県全体に対応するように復元推計したものである。
ただし、鉱業は調査事業所数が少ないため非公表としているが、調査産業計には含めている。
- 2 指数の基準時は令和 2（2020）年である。
なお、令和 4 年 1 月分確報公表時から、指数の基準時更新（令和 2 年平均＝100）に伴う遡及改訂を行っている。
ただし、令和 3 年 12 月分までの増減率は、平成 27 年基準指数で計算したものとするため、改訂後の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 3 「前年比」は対前年増減率（％）を掲載している。なお、前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 4 事業所規模 5 人以上とは、第一種事業所（事業所規模 30 人以上）に第二種事業所（事業所規模 5 ～29 人）の結果を含んだものである。なお、事業所規模は場所単位で区分しており、必ずしも事業所が属する企業規模とは一致しない。
- 5 調査対象事業所の交替について
 - （1）第一種事業所については、従来、2 ～ 3 年ごとに総入替えを行っていたが、平成 30 年から毎年 1 月分で部分入替え（1 月分は入替え前も調査）を行う方法に変更した（ただし、常用労働者 500 人以上を雇用する事業所は入替え方法の変更に問わず従前から悉皆調査）。
この変更に伴い、従来の総入替えの際に行われていたギャップ修正は行われない。
なお、平成 30 年 1 月分及び平成 31 年 1 月分の部分入替えでは 2 分の 1 の事業所の入替えを行っている。
 - （2）第二種事業所（事業所規模 5 ～29 人）については、半年毎（1 月・7 月）に調査対象事業所の 3 分の 1 ずつの交替を行っている。
- 6 常用労働者数のベンチマークを令和 6 年 1 月分確報で令和 3 年経済センサス-活動調査による常用雇用者数（常用労働者数）に更新したことに伴い、常用雇用指数とその増減率を過去に遡って改訂している。賃金・労働時間及びパートタイム労働者比率の令和 6 年 1 月確報以降の前年同月比等については、令和 5 年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と令和 6 年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。
- 7 実数については、既に公表した数値を遡って改訂することは行っていないので、原則として、時系列比較は指数によって行うこと。
- 8 寄与度グラフについては、データの復元方法やギャップ修正方法等の統計の性質上、実線と構成要素の計が一致しない場合がある。
- 9 凡 例
「0」、「0.0」又は「0.00」…………… 単位未満
「－」…………… 該当数値なし
「X」…………… 秘匿数値